

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱

制 定 平成 18 年 11 月 22 日 行 行 第 438 号（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 11 月 10 日 政 共 第 213 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市指定管理者第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認定等に関して必要な事項を定めることにより、横浜市指定管理者第三者評価（以下「第三者評価」という。）の信頼性を確保することを目的とする。

（認定申請）

第 2 条 評価機関として横浜市の定める第三者評価基準に基づき第三者評価を実施するためには、横浜市の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けるための申請は、「横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請書」（様式 1。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添付し、横浜市に提出することにより行うものとする。

（認定の決定）

第 3 条 横浜市は、別紙 1 の認定基準を全て満たしていることを要件として、評価機関の認定を決定するものとする。

（認定の通知等）

第 4 条 横浜市は、認定申請者（第 2 条第 2 項に規定する申請を行った者をいう。以下同じ。）に、評価機関として認定することを決定したときは「横浜市指定管理者第三者評価機関認定通知書」（様式 2。以下「認定通知書」という。）により、評価機関として認定しないことを決定したときは「横浜市指定管理者第三者評価機関不認定通知書」（様式 3。以下「不認定通知書」という。）により、それぞれ通知するものとする。

2 前項の規定により、認定をしないことが決定された認定申請者は、不認定通知書に記載される不認定理由が治癒された場合のみ、改めて認定の申請ができるものとする。

（認定の期間及び更新）

第 5 条 横浜市が認定する評価機関の認定有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定の日から 3 年が経過した日が属する年度の末日までとする。

2 評価機関は認定期間終了後も継続して評価事業を実施する意思があるときには、横浜市に認定の更新の申請を行うものとする。

3 連続して 2 期以上の認定期間にわたって認定を受けている評価機関は、直近の 2 期の認定期間において評価を実施していない場合は、前項の更新の申請を行うことができないものとする。直近の認定期間が終了する日から 3 年を経過するまでの認定の申請についても、同様とする。

4 前後の認定期間の間隔が 3 年に満たない 2 期の認定期間は、前項の規定において、連続した認定期間とみなす。

5 前 3 条の規定は、認定の更新の場合において準用する。

（評価機関の情報の公開）

第 6 条 評価機関は、横浜市から認定通知書を受け取ったときは、横浜市に「横浜市ホームページ等掲載申請書」（様式 8）を速やかに提出するものとし、横浜市は当該申請書等に基づき、名称、所在地、

連絡先その他の評価機関の情報について、ホームページ等により公開するものとする。ただし、評価機関の認定が更新された場合であって、すでに公開されている情報等に変更がないときは、当該申請書の提出を免除することができる。

(変更の届出)

第7条 評価機関は、認定申請書の記載事項又は認定申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに横浜市に通知するとともに、その指示に従い「横浜市指定管理者第三者評価機関変更届」(様式4)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出るものとする。

(廃止の届出)

第8条 評価機関は、評価事業を終了しようとするときは、事業終了の3か月前までに「横浜市指定管理者第三者評価機関廃止届」(様式5)により、横浜市に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第9条 横浜市は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該評価機関の認定を取り消すことができる。

- (1) 別紙1の認定基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) この要綱の規定に反する行為を行った場合
- (3) その他評価機関としてふさわしくないと認められる場合

2 横浜市は、認定した評価機関が前項の各号のいずれかに該当すると推測される相当の根拠がある場合は、必要と認める調査を行うものとする。

3 横浜市は、前項の調査を行った結果、当該評価機関が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合で、当該評価機関の認定を取り消そうとするときは、「横浜市指定管理者第三者評価機関認定取消予告書」(様式6。以下「取消予告書」という。)にその理由を記載し、当該評価機関に送付するものとする。

4 評価機関は、取消予告書を受け取った場合には、これを受け取った日から20日以内に、当該取消理由に対する弁明書を提出することができる。

5 横浜市は、評価機関の認定の取消しを決定した場合は、「横浜市指定管理者第三者評価機関認定取消通知書」(様式6の2。以下「取消通知書」という。)により、その旨を当該評価機関に通知するものとする。

6 前項の規定により認定を取り消された評価機関の認定の効力は、取消通知書に記載された取消年月日の前日をもって失われるものとする。

(評価実施状況の報告)

第10条 評価機関は、横浜市に対して、毎年度12月末及び3月末における第三者評価の実施状況について、「評価実施状況報告書」(様式7)により報告するものとする。

(所属評価員等への資質向上の徹底)

第11条 評価機関は、第三者評価の評価項目又は評価基準等が変更された場合には、横浜市からの通知等に従い、当該変更内容等について所属する評価員及び評価補助員に周知するとともに、必要に応じた研修等を実施するなどにより評価員及び評価補助員の資質向上に努めるものとする。

(評価実施の制限)

第12条 現に指定を受けている指定管理者と当該指定期間の直前の指定期間における指定管理者が同一である(指定管理者に変更がある場合で、当該変更が名称の変更、法人格の変更その他の団体としての実態に継続性があるときを含む。)施設においては、当該直前の指定期間に当該施設の評価を実

施した評価機関は、現在の指定期間内において、当該施設の評価を実施することができないものとする。

- 2 指定管理者の指定期間中に、当該指定管理者の合併、法人格の変更その他の事由により、指定管理者の再指定（非公募により当該指定管理者又は当該指定管理者の権利義務を承継する団体を指定するものに限る。）を行った場合における当該再指定を受ける前後の指定管理者の指定期間は、前項の規定において、これらを合わせて同一の指定期間とみなす。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価機関の認定等に関し必要な事項は、政策局共創推進室長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の認定に係る認定有効期間について適用し、施行日前の認定に係る認定有効期間については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 この要綱の改正後の第5条第3項及び第4項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規又は更新の認定を受ける評価機関について適用し、施行日前に認定を受けた評価機関については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、なお当分の間、必要な箇

所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 10 日から施行する。

横浜市指定管理者第三者評価機関認定基準

- 1 法人格を有している団体又は有限責任事業組合であること。
- 2 横浜市指定管理者第三者評価員として登録している評価員が2人以上所属していること。
- 3 横浜市の指定管理者として指定を受けていないこと。
- 4 安定的な事業運営が行えること。
- 5 最近1年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- 6 労働保険（労災・雇用）、健康保険及び厚生年金保険への加入義務がある機関については、その義務を果たしていること。
- 7 守秘義務規程及び個人情報保護規程を整備していること。
- 8 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- 9 「横浜市指定管理者第三者評価実施に係る承諾書」（様式1 別紙4）※を提出すること。

※ 第三者性の確保、横浜市の評価手法・基準による評価実施、報告・公表、評価員研修の受講などの遵守事項についての承諾書

(様式1)

横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請書（新規・更新）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第2条の規定により、横浜市指定管理者第三者評価機関としての認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな			
	団体名			
	所在地	(〒)		
	電話/FAX		電子メール	
	代表者 役職・氏名			
第三者評価に係る連絡先	担当部署名			
	責任者	(役職)	(氏名)	
	所在地	(〒)		
	電話/FAX		電子メール	
	担当者			

添付書類

- (1) 法人の定款、寄付行為、その他これらに類する書類
- (2) 法人等の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (3) 法人の財産目録又は資産目録
- (4) 事業計画及び事業報告等、事業の概要がわかる書類（パンフレット等）
- (5) 予算及び決算関係書類（有価証券報告書、会社法計算書類、税務申告書類一式等）
- (6) 税務署発行の納税証明書「その3の3」
- (7) 横浜市税の納税状況調査の同意書（別紙1）
- (8) 評価機関の組織がわかる書類（組織図、役員・職員名簿等。法人の一事業部門として指定を受ける場合は当該法人の役職員名簿も）
- (9) 労働保険、健康保険及び厚生年金保険へ加入していることが分かる書類（組合発行の保険料領収書の写し（直近の1回分）等）
- (10) 守秘義務規程及び個人情報保護規程
- (11) 役員等氏名一覧表（別紙2）
- (12) 評価員等名簿（別紙3）
- (13) 横浜市指定管理者第三者評価実施に係る承諾書（別紙4）

(様式1別紙1)

横浜市税の納付状況調査の同意書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

<横浜市税の手続において、通知等送付先の登録が団体の住所と異なる場合は、下記も御記入ください>
通知等送付先

当団体は、横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請時及び横浜市指定管理者第三者評価機関認定後の認定期間内に毎年1回横浜市が次の税目の納付状況の調査を行うことに同意します。

- (1) 市民税・県民税(特別徴収分)
- (2) 法人市民税
- (3) 事業所税
- (4) 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- (5) 固定資産税(償却資産)

【各種事項記入欄】

法人格の有無	(有 ・ 無)
--------	-----------

※差し支えなければ、次の事項についても御記入ください。

法人市民税 賦課コード	対象：横浜市内に本店又は営業所があり、課税されている団体
	申告区 横浜市内に事務所等を有する場合には、法人市民税申告書を提出している区を御記入ください。 横浜市 () 区
	管理番号 「法人市民税申告書」又は「領収証書」に記載されている管理番号を御記入ください。 □□□□ - □□□□□□□□
事業所税 賦課コード	対象：横浜市内に本店又は営業所があり、課税されている団体(資産割：市内の事業所床面積の合計が1,000㎡を超える規模で事業を行う法人、従業員割：市内の事業所等の従業員数の合計が100人を超える法人) ※都道府県が課す「事業税」とは異なります。
	申告区 事業所税賦課コードをお持ちの場合には、申告区を御記入ください。 横浜市 () 区
	整理番号 ※「事業に係る事業所税申告書」又は「領収証書」に記載されている整理番号を御記入ください。 □□□□ - □□□□□□□□

(様式 1 別紙 2)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所

横浜市暴力団排除条例第 9 条第 1 項に基づき、代表者又は役員に暴力団がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住 所：
団 体 名：
代表者職氏名：

(様式1別紙3)

評価員等名簿

(年 月 日現在)

評価機関名	
-------	--

	氏名	評価員及び 評価補助員の別	横浜市 登録番号	研修修了年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※横浜市の評価員及び評価補助員に未登録の場合は、養成研修受講予定者を記入してください。

(様式 1 別紙 4)

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(申請者)
所在地
団体名
代表者職氏名

横浜市指定管理者第三者評価実施に係る承諾書

(第三者性の確保)

- 1 当該評価機関自らが関係する指定管理者が運営する対象施設の評価は行わないこと。
- 2 当該評価機関の代表者や役員等が関係する指定管理者が運営する対象施設の評価を行わないこと。
- 3 当該評価機関と経営母体が同一である指定管理者が運営する対象施設の評価を行わないこと。
- 4 当該評価機関に所属する評価員及び評価補助員（以下「評価員等」という。）に対し、評価員等自らが所属・業務等で関係する指定管理者が運営している施設の評価を行わせないこと。
- 5 当該評価機関が評価を実施した指定管理者もしくはその経営母体の事業に関係しないこと。
- 6 指定管理者が前指定期間と同一である施設であって、前指定期間中に評価を行った施設においては、評価を実施しないこと。

(適正な評価の実施)

- 7 横浜市の定める評価項目及び評価基準に基づき、評価を実施すること。
- 8 横浜市が実施する評価項目や評価手法等に関する研修を受講し、市に登録された評価員等に評価を実施させること。
- 9 評価員等に、横浜市の実施する必要な研修を受講させること。
- 10 当該評価機関の名称、所在地、連絡先、所属する評価員等の名簿（氏名、経歴、研修受講歴）、評価事業の実績一覧を公開すること。
- 11 一件の施設評価において、2人以上の評価員等が一貫して実施すること。また、このうち1人は、評価員とすること。
- 12 評価結果のとりまとめは、評価員等の合議によって行うこと。
- 13 評価結果に関しては、市の定める様式を用いて速やかに報告すること。
- 14 評価結果等の報告内容に関し、市が公表することを承諾すること。
- 15 以下の事項を盛り込んだ規程等を整備し、それに基づいて評価事業を適切に実施すること。また、事業内容の透明性を確保するため、規程等を公開すること。
 - ①事業内容及び運営方法
 - ②守秘義務に関する規程
 - ③倫理規程
 - ④個人情報保護に関する規程

(その他)

- 16 毎年度 12 月末及び 3 月末における第三者評価の実施状況を「評価実施状況報告書」（様式 7）により横浜市に報告すること。
- 17 指定管理者評価制度の適正な運用に向けた参考とするために、横浜市が行う調査等に協力すること。
- 18 認定期間 2 期の間、1 件以上の評価を実施すること。
- 19 その他横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱の規定を順守すること。

(様式2)

政 共 第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市指定管理者第三者評価機関認定通知書

年 月 日付横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請については、審査の結果、横浜市指定管理者第三者評価機関として認定しましたので通知します。

認定する団体	団体名			
	所在地			
	代表者職氏名			
	認定期間	～		
	認定番号		認定決定日	

※ 横浜市が認定する評価機関としての情報をホームページに掲載するため、「横浜市ホームページ等掲載申請書」(様式8)を横浜市に提出してください。

(様式3)

政 共 第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市指定管理者第三者評価機関不認定通知書

年 月 日付横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請については、審査の結果、横浜市指定管理者第三者評価機関として認定しないこととしましたので通知します。

申請者	団体名	
	所在地	
	代表者職氏名	
不認定の理由	<ul style="list-style-type: none">横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱別紙1に規定する認定基準第 号を満たしていないため横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第5条第3項の規定に反する申請であるためその他 <p>()</p>	

(様式4)

横浜市指定管理者第三者評価機関変更届

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第7条の規定により、認定申請書記載事項等に変更が生じたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届 出 者	ふりがな			
	団体名			
	所在地	(〒)		
	代表者 役職・氏名			
	電話/FAX		電子メール	
認定番号			認定決定日	
変 更 内 容	変更する事項			
	変更前			
	変更後			

※ 添付書類に関する変更は、当該書類を添付してください。

(様式 5)

横浜市指定管理者第三者評価機関廃止届

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第 8 条の規定により、横浜市指定管理者第三者評価機関について、次のとおり廃止を届け出ます。

届 出 者	ふりがな	
	団体名	
	所在地	(〒)
	代表者 役職・氏名	
認定番号		
廃止年月日		
廃止の理由		

(様式6)

政 共 第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市指定管理者第三者評価機関認定取消予告書

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき調査した結果、同条に規定する評価機関の認定の取消事由に該当すると認められますので予告します。

認定番号	
団体名	
所在地	
代表者職氏名	
取消しをしようとする理由	<ul style="list-style-type: none">横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第9条第 号に該当すると認められるためその他 ()

(様式6の2)

政 共 第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

横浜市指定管理者第三者評価機関認定取消通知書

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第8条の規定に基づき、調査及び審査した結果、貴団体の横浜市指定管理者第三者評価機関の認定を取り消しましたので通知します。

認定番号		取消年月日	
団体名			
所在地			
代表者職氏名			
取消の理由	<ul style="list-style-type: none">横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第9条第 号に該当すると認められるためその他 <p>()</p>		

(様式 7)

評価実施状況報告書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第 10 条の規定により、横浜市指定管理者第三者評価の実施状況について、次のとおり報告します。

届 出 者	ふりがな			
	団体名			
	所在地	(〒)		
	代表者 役職・氏名			
認定番号				
評価実施の有無		実 施 あ り ・ 実 施 な し		
評価実施状況	評価実施施設名	評価実施期間	評価員等	

※ 12 月末時点又は 3 月末時点における評価実施状況を記載してください。(12 月末時点は 4 月から 12 月まで、3 月末時点では 1 月から 3 月までの評価実績を記載してください)

(様式 8)

横浜市ホームページ等掲載申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱第 6 条の規定により、横浜市指定管理者第三者評価機関として横浜市のホームページ等に掲載する情報について、以下のとおり提出します。

ふりがな				
団 体 名				
代 表 者	役 職		ふりがな	
			氏 名	
ふりがな				
所 在 地	(〒 -)			
ホームページ				
第 三 者 評 価 に 係 る 連 絡 先				
担当部署名				
担 当 者				
電 話		F A X		
電子メール				
受 付 時 間				
評 価 機 関 P R 事 項				